

保険診療での胚・精子の凍結延長保存について

- **胚**の保険診療での延長は以下の1~4全ての条件を満たす方が対象となります
- **精子**の保険診療での延長は以下の1,2の条件を満たす方が対象となります

	条件	条件の詳細																														
1	保険での治療の要件を満たしている	・40歳未満*で保険での胚移植6回未満であること ・40歳以上*で保険での胚移植3回未満であること ・更新時43歳未満であること *保険での治療開始時の 妻の年齢																														
2	現在通院中または治療再開予定である	・現在保険適用で診療中の方 ・すぐに治療を再開される方																														
3	凍結保存期間中に来院できる	保険での延長には 治療計画書の作成 と、医師からご夫婦への説明・同意が必要です。																														
4	保険での凍結管理が3年未満である	導入時(採卵・凍結時)含めて合計3年間は保険診療での凍結管理が可能となります。 下記の図はイメージです <div data-bbox="642 1098 1370 1574" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>① 凍結胚の更新を保険を使用して連続して行う場合 4年目以降は自費の延長料がかかります</p><table border="0"><tr><td>1年目</td><td>2年目</td><td>3年目</td><td>4年目</td><td>5年目</td></tr><tr><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td>保険</td><td>保険</td><td>保険</td><td>自費</td><td>自費</td></tr></table><p>② 途中で自費診療を行った等の理由がある場合でも、 計3年間分の延長料には保険が使用できます</p><table border="0"><tr><td>1年目</td><td>2年目</td><td>3年目</td><td>4年目</td><td>5年目</td></tr><tr><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr><tr><td>保険</td><td>自費</td><td>保険</td><td>保険</td><td>自費</td></tr></table></div>	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	→	→	→	→	→	保険	保険	保険	自費	自費	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	→	→	→	→	→	保険	自費	保険	保険	自費
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																												
→	→	→	→	→																												
保険	保険	保険	自費	自費																												
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																												
→	→	→	→	→																												
保険	自費	保険	保険	自費																												

● 上記以外の方は全て自費での延長対象となります

胚、精子いずれの場合も、「延長料のお支払い」「延長依頼書のご提出」をお願いいたします。

妊孕性温存療法で凍結した胚・精子の保存延長は保険適用されません。

都道府県の助成事業がありますので、詳しくは下記リンクよりご確認ください。

[東京都福祉保健局サイト 生殖機能\(妊よう性\)の温存について](#)

ご不明な点はお電話にてお問い合わせください

虹クリニック TEL : 03-5335-6577